

全実協 22 第 41 号
平成 23 年 3 月 8 日

会員校学長 様
保育士資格・幼稚園教諭・
小学校教諭免許取得可能な学部・学科及び
音楽科、介護福祉士・養護教諭資格取得学部・学科
学部・学科長 様

一般財団法人全国大学実務教育協会
会長 和野内 崇弘



こども音楽療育士資格認定制度の創設について（ご通知）

拝啓 時下ますますご清祥の段お慶び申し上げます。

平素から本協会に対しまして格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協会では平成 23 年 4 月 1 日からこども音楽療育士資格認定制度を創設することになりました。

近年、保育、幼児教育、福祉の各領域において音楽は幅広く活用され、その実践研究が進められています。とくに昨今の課題である発達障害児への対応という点において、音楽を用いた療育はこどもの心やからだを育てる発達援助の一手段として活用されています。

このような時代背景を踏まえ、音楽療育、障害児・心理、保健及び音楽に関する科目を大学（短期大学を含む。）において体系的に学んだ者に「こども音楽療育士」の資格を授与し、保育所、幼稚園、小学校、児童福祉施設等において、心身の発達に役立つ療育の知識と技術を修得する人材の養成を目指すものです。

このことは、現在の大学（短期大学を含む。）において取得可能な保育士資格及び幼稚園教諭、小学校教諭免許により付加価値を加えることとなり、その教育課程にあらたな魅力を添えることができるものであります。

また、こども音楽療育士の導入に伴い、本協会が平成 13 年度から導入している保育音楽療育士は、こども音楽療育士の上位資格の位置づけになります。

つきましては、こども音楽療育士に関する資料を下記のとおりご送付申し上げますので、貴学の関係部署にご回付いただき、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、こども音楽療育士認定資格につきましては、来る 6 月 18 日（土）東京商工会議所において開催予定の会員校協議会の終了後、説明会の開催を予定し、また来る 9 月 5 日（月）、6 日（火）の両日アルカディア市ヶ谷において「こども音楽療育教育担当者教員研修会」の開催を予定していることを申し添えます。

貴学の益々のご発展を心から祈念申し上げます。

敬具

記

1. こども音楽療育士資格認定制度設置の趣旨
2. こども音楽療育士資格認定に関する規程
3. こども音楽療育士教育課程ガイドライン
4. 「こども音楽療育士」教育課程届出表

以上

こども音楽療育士資格認定制度設置の趣旨

近年、保育、幼児教育、福祉の各領域において、音楽は幅広く活用され、音楽活用の可能性が注目を集めると共に、その活用に関する実践研究が進められている。特に、昨今の課題である発達障害児への対応という点において、音楽を用いた療育は、こどもの心やからだを育てる発達援助の一手段として活用され、意義深いことが検証されている。

そのような時代背景を踏まえ、音楽療育、障害児・心理、保健及び音楽に関する科目を体系的に学んだものに「こども音楽療育士」として、資格を授与する制度の導入を図り、保育所、幼稚園、小学校、児童福祉施設等において、心身の発達に役立つ療育の知識と技術の獲得を目指したい。そして保育士資格及び幼稚園教諭、小学校教諭免許に、より付加価値を加えることとしたい。

資格の定義

こども音楽療育士 大学において、障害児の音楽療育に関する基礎知識・専門的知識に加え、それに必要とされる技能と実践能力を有し、かつ本協会所定の要件を満たした者に授与する資格をいう。

英語表記

Certified Child Music Habilitative Therapist